

い方は、本庁または佐賀支所窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買った替え、廃車したときも、担当窓口で手続きが必要です。

◆登録に必要なもの

- 所有者の印かん(認印)
  - 車名
  - 車体番号
  - 総排気量
- ※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印鑑も必要になります。

軽自動車税の減免について

障がい者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

◆対象となる車両

- 障がい者が所有し、自らが運転する車
  - 障がい者(18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者)と生計を同じくする方を含む(む)が所有し、生計を同じくする方が障がい者の通院通学などのために運転する車
- 障がい者(18歳未満)の方が所有し、常時介護する方が障がい者の通院通学などのために運転する車

※障がいの程度などによる制限があります。また、軽自動車、普通自動車併せて1台に限ります。

◆申請に必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 個人番号カードまたは通知カード
- 運転者の運転免許証
- 印かん(認印)
- 自動車検査証
- 減免申請書(税務課にあります)
- 「生計が同一であること」や「常時介護していること」、「通院、通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

◆申請期間(平成29年度分)

- 5月24日(木)まで
- 4月1日現在、所有している車に限る。

※4月2日以降に取得した車、障害者手帳など については、平成30年度から対象となります。

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係

☎ 43-2816 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113 (直通)

農家の皆さんへ  
青色申告を始めましょう

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速取り組みましょう。

また、政府では農産物の価格低下や、自然災害による収入減少を補てんする「収入保険制度」の導入を計画しています。保険加入は、青色申告の農業者が対象となります。これを機会に、青色申告を始めようか。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

○お問い合わせ

中国四国農政局高知県拠点

地方参事官室

☎ 088-875-7236



衣類などの洗濯表示が変わります

家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定が改正されたことにより、衣類などの繊維製品洗濯表示が昨年12月1日から変更されました。

新しい洗濯表示では、洗濯記号の種類が22種類から41種類に増え、洗濯によって衣類が縮んだり、色落ちしたりするといったトラブルの減少が期待できます。

追加される洗濯記号としては、例えば、ドラム式洗濯乾燥機などによる「タンブル乾燥」の記号や、色柄物の衣料品などの漂白に適している「酸素系漂白剤」の記号があり、これまでよりもさらに細かい設定がされています。詳しい表示方法などについては、消費者庁のホームページをご確認ください。

5つの基本記号



○お問い合わせ

産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113